

2 川 監 公 第 8 号  
令和 2 年 5 月 2 9 日

川崎市職員措置請求について（公表）

令和 2 年 3 月 3 1 日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 2 条第 5 項の規定に基づき監査を実施しましたので、請求人に対する通知文を別紙のとおり公表します。

川崎市監査委員	寺 岡 章 二
同	植 村 京 子
同	嶋 崎 嘉 夫
同	沼 沢 和 明

(別紙)

2川監第148号  
令和2年5月29日

坂巻 良一 様

川崎市監査委員	寺 岡 章 二
同	植 村 京 子
同	嶋 崎 嘉 夫
同	沼 沢 和 明

川崎市職員措置請求について（通知）

令和2年3月31日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき監査を実施しましたので、その結果を次のとおり通知します。

## 監査の結果

### 第1 請求の受付

#### 1 請求の内容

本件措置請求は、別紙1、別紙2及び別紙3（事実証明書は添付省略）のとおり、市が令和元年度に少額随意契約の軽易工事として実施した川崎市多摩老人福祉センター（以下「多摩老人福祉センター」という。）における「トイレ全面改修工事（2・3階女子トイレ）（以下「A工事」という。）」及び「トイレ全面改修工事（1階男女・2階多目的男子・3階多目的男子）（以下「B工事」といい、「A工事」と併せて「本件各工事」という。）」について、1件で発注可能な工事を250万円以下の2件の工事に分割して発注・契約した違法性があることから、一般競争入札若しくは指名競争入札を行った場合との差額である損害額を認定し、市の被った損害を補填するために必要な措置を執るよう求めている。

#### 2 請求の受理

本件措置請求については、所定の要件を具備しているものと認められたことから、令和2年3月31日付けでこれを受理し、監査対象局を健康福祉局とした。

### 第2 監査の実施

#### 1 請求人の陳述

監査の実施に当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第7項の規定に基づき、令和2年4月20日、請求人から陳述の聴取を行った。この際、同条第8項の規定に基づく健康福祉局の関係職員（以下「関係職員」という。）の立会いがあった。

請求人が本件措置請求の要旨を補足した内容は、おおむね別紙4のとおりである。

#### 2 関係職員の陳述

法第242条第8項の規定に基づき、令和2年4月20日、関係職員から陳述の聴取を行った。関係職員からは、「住民監査請求に対する市の考え方」（添付省略）の提出があった。この際、同項の規定に基づく請求人の立会いがあった。

関係職員が説明した内容は、おおむね別紙5のとおりである。

#### 3 監査対象事項

川崎市職員措置請求書並びに請求人及び関係職員の陳述内容を勘案し、本件各工事を軽易工事として随意契約により執行したことが、違法又は不当といえるかを監査対象事項とした。

### 第3 監査の結果

#### 1 事実関係の確認等

請求人の陳述、関係職員の陳述及び関係書類の調査等の結果、次のような事実関係を確認した。

##### (1) 軽易工事の定義について

軽易工事は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の2第1項第1号に掲げる、いわゆる少額随意契約に該当するものである。その定義については、川崎市軽易工事取扱規程（昭和49年訓令第8号）第2条において「予算科目が工事請負費又は需用費に該当し、1件2,500,000円（需用費中100,000円以下のものを除く。）以下の工事（設計図書（工事用の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。）の作成を要する工事を除く。）（予算科目が需用費に該当する工事にあつては、建物等の小破修繕に類する工事に限る。）をいう。」と規定されている。

##### (2) 本件各工事について

###### ア 本件各工事の実施に至る経過

多摩老人福祉センターには、指定管理者制度が導入されており、平成18年度から指定管理者による管理運営がなされている。多摩老人福祉センターを所管する健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課（以下「高齢者在宅サービス課」という。）では、翌年度の予算編成に向けて、おおむね5月から6月にかけて同課が所管する施設の指定管理者に対して必要な工事の照会を行っているが、本件工事に関する要望はなかった。しかし、平成30年11月に指定管理者から、多摩老人福祉センター内のトイレの不具合の報告及び修繕の要望が口頭であった。同月13日に高齢者在宅サービス課職員（以下「職員」という。）が現地を確認した上で、指定管理者に、仕様書作成の参考とするため下見積書の徴取を指示するとともに、工事の必要性について高齢者在宅サービス課において検討した。その結果、利用状況等を踏まえ、A工事の対象箇所の優先度が高いことを認め、平成30年度中に工事を行う方針を決定した。

平成31年2月上旬に指定管理者から下見積書が提出され、これに基づき仕様書を作成し、後述の理由により、下見積書提出業者を含めない3者に対し同年3月5日に見積依頼を行った。このうち2者からは見積書の提出があったが、残りの者については31年3月11日に見積書提出を辞退する申し出があり、これを受け、同日に他の1者に見積書提出を依頼し、同日提出があった。

この間、見積書を依頼した各社から平成30年度中の工事完了は難しいという意見があったため、高齢者在宅サービス課において改めて工事の実施について検討し

た結果、翌年度（平成 31 年度）に実施する方針を決定した。提出された見積書の有効期限を確認の上、当該見積書により見積合わせを実施し、見積額から軽易工事での実施が可能であったため、平成 31 年 4 月 1 日付けで契約し、A 工事を行ったとしている。

A 工事を受注したのは株式会社玉川設備（以下「X 社」という。）で、契約金額は 2,384,640 円（消費税及び地方消費税込み）であった。

B 工事の対象箇所については、職員が現地を確認した平成 30 年 11 月時点では早期の実施は不要と判断されていたが、指定管理者の要望を受け、X 社が 4 月中旬頃に B 工事対象箇所を確認したところ、工事の必要があるのではないかとの助言が高齢者在宅サービス課に対してなされた。職員が平成 31 年 4 月 19 日に現地を確認したところ、前年 11 月の現地確認時よりも状況が悪化しており、検討の上、B 工事対象部分の工事を行う方針を決定した。

B 工事の実施に当たり、仕様書作成の参考とするため 1 者から下見積書を徴取したところ、250 万円を超える見積額となったが、過去の工事案件ではさらに 2 者から見積書を徴取した際に 250 万円を下回るケースもあったことから、下見積書を参考にして仕様書を作成し、平成 31 年 4 月 26 日に X 社を含む 3 者へ見積依頼を行った。その結果、3 者から見積書の提出があり、うち 1 者の見積額によれば軽易工事による執行が可能であったため、令和元年 5 月 22 日に予算執行伺を起案、同 23 日決裁、同 24 日付けで契約し、B 工事を行ったとしている。

B 工事を受注したのは A 工事と同じく X 社で、契約金額は 2,464,560 円（消費税及び地方消費税込み）であった。

## イ 本件各工事に係る事務手続き

### （ア）下見積書の取扱い

高齢者在宅サービス課が所管する施設については、指定管理者が業者から徴取した下見積書を参考にして職員が仕様書を作成している。

見積合わせに際し、下見積りを依頼した業者からは、現地確認のための人員派遣や設計積算、見積書の作成、書類の郵送などの手間から、提出済みの下見積書を見積合わせにおける見積書とするよう要望されることが多いことから、高齢者在宅サービス課においてはこれを認める運用としている。

A 工事において高齢者在宅サービス課では、指定管理者に下見積書の徴取を依頼し、下見積書を参考にして仕様書を作成した。しかし、この見積書を徴取した業者は、本市において当該工事を行うために必要な業種「空調・衛生」及び種目「給排水衛生設備（川崎市上下水道指定）」の登録（以下「業種等登録」という。）がなかったことから、A 工事の見積合わせにおいては、改めて 3 者から見積書を徴取することとした。この際、指定管理者が徴取した下見積書は廃棄したため、

保存している文書はないとしている。

B工事において下見積書を徴取した業者は、業種等登録があったことから、下見積書を見積合わせにおける見積書として採用している。このため、下見積書として保存している文書はないとしている。

#### (イ) 見積書等の日付

高齢者在宅サービス課では、見積業者から、日付の記載がない見積書の提出を受けることがあり、期限内に提出された場合は有効と判断し、同課に到達した日付を職員が記載する運用としている。

また、軽易工事完成届については、工事の完了を職員が確認した日をもって届出日とし、検査日についても、検査員が検査確認を行った日付を職員が確認した上で、当該職員が記載する運用としている。

本件工事においても、見積書等の日付はこの運用に基づき、職員が行っていた。

## 2 監査委員の判断

### (1) 地方公共団体における契約について

普通地方公共団体の行う契約事務の執行は、公正をもって第一義として、機会均等の理念に最も適合し、かつ経済性を確保しうるという観点から、一般競争入札が原則とされ、随意契約は、施行令第167条の2第1項各号に該当する場合にのみ認められる極めて限定的な契約方法である。同項第1号では、金額の少額な契約についてまで競争入札で行うことは、事務量がいたずらに増大し、能率的な行政運営を阻害することから、契約の種類に応じた一定の金額を定めており、軽易工事はこれに該当するものであるが、本号を適用するために、故意に契約を細分化するような行為は許されないものとされている。

### (2) 本件各工事の違法性・不当性について

請求人は、本件各工事の施工場所、工事の種類が同一であること等を理由に、1件の工事を2件に分割して発注・契約した違法性がある旨を主張していることから、本件各工事が分割発注によるものといえるか否かにつき、以下検討する。

前記事実関係のとおり、高齢者在宅サービス課によれば、当初、指定管理者からトイレの不具合の報告と修繕の要望があり、現地確認の結果、優先度が高いと判断したA工事を実施することとしたが、同工事施工中に、指定管理者の要望を受けてX社がB工事対象箇所を確認したところ、A工事同様、工事の必要があるのではないかとの報告を受けたため、再度、現地確認を行った結果、前述の現地確認時よりも状況が悪化しており、工事の必要性が生じたことが分かったため、B工事を実施したとしている。

本件各工事については、施工場所、工事の種類が同一であり、施設の築年数等を考

慮すれば、設備全体の経年劣化への対応として、本来1件の工事として実施すべきものであった。実際にも、高齢者在宅サービス課では、平成31年3月5日付け及び11日付けで3者見積りを取得する際、「多摩老人福祉センタートイレ全面改修工事」と題して見積書の提出を各社に依頼しているほか、本件各工事をA工事でB工事に分けた理由も定かではない。また、いずれの工事の3者見積りも250万円以下の見積書を提出しているのはX社しかなく、B工事では、下見積書が250万円超であったのに軽易工事を行うため3者見積りにまで進んでいることや、指定管理者の要請を受けたX社の助言によってB工事が始まったという経緯も不自然といわざるを得ない。これらの経緯からみても、本件各工事をA工事でB工事に分けたことは、適切とは認め難い。

しかしながら、市に損失が生じているというためには、高い蓋然性が認められるだけでは十分ではなく、具体的な損害額が客観的な証拠に基づいて認められなければならない。

この点において、本件各工事をA工事でB工事に分けたことによって、市に具体的な損害が生じたと認めるに足りる証拠はなく、請求人の主張はただちに採用できない。

なお、本件監査請求を検討するにあたり、次の事実が見受けられたので付言しておく。

A工事において、指定管理者が徴取した下見積書を高齢者在宅サービス課において仕様書作成後に廃棄したとしているが、この取扱いは指定管理者が徴取した下見積書は公文書とはいえないものの仕様書の作成過程が不分明になることから疑問が残る。また、B工事において、下見積書を見積合わせにおける見積書として認容していたことは、業者選定における透明性、公平性の観点から不適切である。

さらに、見積書及び軽易工事完成届の日付について、高齢者在宅サービス課においては、職員が受領日を記入する運用としていたとするが、見積書及び軽易工事完成届は、作成者が提出日付を記入し提出すべきものであり、日付が空欄で提出された書類に職員が日付を記入する運用は、これらの書類の正当性について疑いを招くものであり、極めて不適切である。

### (3) 結論

以上のとおり、本件各工事について具体的な損害が生じたと認められないから、請求人の主張には理由がない。

よって、本件措置請求はこれを棄却する。

## 川崎市職員措置請求書

2020年（令和2年）3月31日

川崎市監査委員 様

住所 川崎市宮前区五所塚1丁目21番3  
職業 (略)  
氏名 坂 卷 良 一

## 1 請求の要旨

## (1) 監査対象

甲第1号証及び甲第2号証に示す健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課が地方自治法に定める一般競争入札もしくは指名競争入札という契約手続きを適用せず、随意契約である「川崎市軽易工事契約事務取扱規程」（以下「軽易工事取扱規程」という。）を適用し、発注・契約した2件の工事契約を監査対象とします。

## (2) 分割発注に係る違法性

地方自治法第234条第1項及び第2項、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び川崎市契約規則第24条の2に定めるいわゆる「少額随意契約」について適用する規定として、川崎市は「軽易工事取扱規程」を制定しております。

軽易工事取扱規程を適用する場合には、軽易工事取扱規程第2条に「1件250万円以下の工事という。」と定められており、1件の工事が250万円を超える場合は、一般競争入札もしくは指名競争入札に寄らなければなりません。

軽易工事取扱規程の運用については、契約課が策定した契約事務の手引きにおいて「1件の工事を数件に分けて発注することはできません。」と分割発注禁止を明確に記載しております。

甲第1号証及び甲第2号証の2件の工事は、「多摩老人福祉センタートイレ全面改修工事(2・3階女子トイレ)」及び「多摩老人福祉センタートイレ全面改修工事(1階男女・2階多目的男子・3階多目的男子)」という工事名で発注・契約がなされており、1件で発注が可能な工事を、250万円以下の工事2件に分割発注し、契約した違法性があります。

## (3) 川崎市が被った損害の補填

上記のとおり、甲第1号証及び甲第2号証の工事は、本来、地方自治法等に定める一般競争入札もしくは指名競争入札という契約方法で発注・契約を締結しなければなりません。しかしながら、甲第1号証及び甲第2号証の工事は、一般競争入札もしくは指名競争入札によらず、1件250万円以下の少額随意契約として2件の工事に分割発注し、より競争性の低い随意契約により契約を締結した違法契約を行ったものであります。

したがって、本来あるべき契約方法であります一般競争入札もしくは指名競争入札により契約を締結した場合と違法な競争性の低い随意契約により契約した金額の差額が、川崎市が被った損害であります。

以上により、川崎市の被った損害を補填するために必要な措置を執られるよう地方自治法第242条第1項の規定により請求いたします。

また、損害額の認定においては、別途提出いたします財政局契約課が作成した平均落札率一覧表を参考に、民事訴訟法第248条の規定を類推適用し、監査委員が適切な損害額を認定すべきものと思料いたします。

## 2 請求の理由

甲第1号証及び甲第2号証については、請求者が健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課に対し、甲第3号証により3月2日付けで開示請求し、3月16日付けにて甲第4号証により開示されたものであります。

なお、甲第1号証の工事が、4月1日契約であったことから、3月31日までに監査請求を提起する必要があることから、3月16日付けにて甲第4号証により開示されたものを証拠として提出いたします。

ただし、明確に開示対象文書を「工事を必要とすることになった原因の文書（現場からの工事依頼文書）、仕様書作成及び設計積算のための参考見積書（下見積書）の徴収依頼文及び徴収した見積書、当該工事に係る予算執行行を始めとする工事写真までの一連の契約関係図書類一式」と工事を発注した担当課の職員であれば、どれとどれの書類か一目瞭然であるにも関わらず、開示請求した文書の一



部を意図的に隠ぺいし、開示が必要な文書を意図的に不開示とされたことから、改めて、甲第5号証により開示請求をいたしました。

このことから、甲第1号証及び甲第2号証については、完全な形で開示され次第、請求の理由の詳細については、補充書にて提出いたします。

したがって、現時点における請求の理由としては、工事契約の表題が、「多摩老人福祉センタートイレ全面改修工事（2・3階女子トイレ）」及び「多摩老人福祉センタートイレ全面改修工事（1階男女・2階多目的男子・3階多目的男子）」という工事名で発注・契約なされていたことから、分割発注という違法性は十分推定できるものであります。

なお、情報公開請求において、情報公開条例で認められていない不開示による必要な証拠が満足していない状況を踏まえれば、請求の理由が詳細にわたっていない場合でも、監査委員において、住民監査請求を受け付けないということがあってはなりません。

仮に、そうなった場合には、住民監査請求を受ける側が、意図的に情報公開請求の開示の延期や情報公開条例で認められていない不開示を行うことにより、地方自治法で認められた住民監査請求が、骨抜きとなってしまいます。

したがって、監査委員におかれましては、甲第1号証及び甲第2号証についての情報公開請求については、住民監査請求における60日期限があることから、すみやかに開示するよう健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課に働きかけていただければと思います。

#### 添付資料

- 【甲第1号証】・・・「多摩老人福祉センタートイレ全面改修工事（2・3階女子トイレ）」
- 【甲第2号証】・・・「多摩老人福祉センタートイレ全面改修工事（1階男女・2階多目的男子・3階多目的男子）」
- 【甲第3号証】・・・「公文書開示請求書」3月2日付け
- 【甲第4号証】・・・「開示請求承諾通知書（部分開示）」3月16日付け
- 【甲第5号証】・・・「公文書開示請求書」3月26日付け

## 川崎市職員措置請求書(補充書)

2020年(令和2年)4月14日

川崎市監査委員 様

住所 川崎市宮前区五所塚1丁目21番3  
氏名 坂 卷 良 一

## 1 措置請求に係る補充

公文書が適正に開示されなかったことから、3月31日付けの川崎市職員措置請求書につきましては、詳細な職員措置請求が述べられなかったものでありますが、未だに、完全な開示(設計積算のための下見積書が未だ未開示)ではないものの、一定の開示がありましたので、次のとおり補充いたします。

## (1) 甲第6号証及び甲第7号証について

一定の開示がありましたので、甲第1号証及び甲第2号証を補完する本来の工事の詳細が分かる証拠として、改めて、甲第6号証及び甲第7号証を提出いたします。

その甲第6号証及び甲第7号証を整理し、分割発注の状況が分かり易い一覧表として、甲第8号証を提出いたします。

## (2) 甲第8号証について

①工事所在地は、「多摩老人福祉センター」であり、本件2件の工事は同一所在地です。

②工事の種類は、トイレの全面改修としており、本件2件の工事は、全面改修のうちの甲第6号証「2階・3階女子トイレ」で、甲第7号証が「1階男女・2階多目的男子・3階多目的男子」と多摩老人福祉センターにあるいくつかのトイレを250万円以下の工事費に2分割した工事で、同一の種類です。

③したがって、施工場所及び工事種類・内容が、同一であったことが分かります。

## (3) 軽易工事チェックリストについて

過去に分割発注があったことから、平成31年4月1日から「川崎市軽易工事契約事務取扱規程」が改正されたことに伴い、「軽易工事チェックリスト」が導入されました。

甲第6号証においては、13ページ目にあります。

甲第7号証においては、17ページ目にあります。

その「1 軽易工事の執行について」の2段目の注意事項に「工事内容、業種、施工場所、施工時期が同じ、又はほぼ同じである工事等について、本来1件で発注すべき案件や250万円を超える案件を複数に分けて発注することはできません。」と明確に記載されています。

そのチェックリストをチェックしたにも関わらず、本件分割発注が行われてしまいました。チェックしたのは、伊佐係長と一戸職員であります。全体のチェックは、菅野課長が決裁しています。

## (4) 施工時期について

本件の甲第6号証及び甲第7号証の工事は、4月1日～7月30日及び5月24日～8月30日の工期となっています。

この工期から致しますと、5月24日～7月30日の間が、2件の工期が重なっている期間であります。

したがって、施工時期を理由とする分割発注としては、重複期間があることからしても、ほぼ同時期の工事であり、分割の理由は存在しえないものであります。

ただ、契約日が違うことから、健康福祉局は、分割ではないと主張するかもしれません。

しかしながら、過去の事例として、6ヶ月にわたり約1700万円余の工事を契約日では4分割、個別契約では7分割した事例があり、課長級の職員が文書注意を受けたとの新聞報道がありますので、甲第9号証及び甲第10号証として提出いたします。

したがって、工事の時期を少しずらし、分割発注ではないとするのであれば、甲第9号証及び甲第10号証と比較して、甲第6号証及び甲第7号証の工事が分割発注ではないとする合理的な理由を明らかにしなくてはなりません。

原則として、分割発注しなければならない理由を明示し、少額随意契約の分割発注を禁止している全国の地方公共団体を納得させる合理的な理由でなければなりません。

1日ずらせばいいのか、1ヶ月ずらせばいいのか、半年ずらせばいいのか、1年ずらせばいいのか、明確かつ合理的な根拠を示すべきであります。

地方自治法に定める「最少経費・最大効果」の大原則にも耐えうる根拠でなければなりません。

## 2 損害の補填について

川崎市が被った損害の補填については、甲第6号証及び甲第7号証の工事は、前記のとおり、分割発注したもので、本来、地方自治法等に定める一般競争入札もしくは指名競争入札という契約方法で発注・契約を締結しなければならないものを、1件250万円以下の少額随意契約として、より競争性の低い随意契約により契約を締結した違法契約を行ったものであります。

したがって、本来あるべき契約方法であります一般競争入札もしくは指名競争入札により契約を締結した場合と違法な競争性の低い随意契約により契約した金額の差額が、川崎市が被った損害であります。

以上により、川崎市の被った損害を補填するために必要な措置を執られるよう地方自治法第242条第1項の規定により請求いたします。

## 3 見積り合わせと契約システムについて

過去の住民監査請求において、3業者による見積り合わせを行っているのであるから、適正な競争は保たれており、損害は発生していないとする主張もありました。

そうであれば、多額の税金を投入して、契約システムを構築し、電子システムにより一般競争入札及び指名競争入札を行うことが、無駄な支出となり、契約システム自体が住民監査請求の対象となり得るものであります。

つまり、今後は、川崎市の行う入札は、10万円でも、100万円でも、1千万円でも、1億円でも、1千億円でも、すべて3業者による見積り合わせ契約を行えば済むもので、契約システムの維持管理費及び更新費は、ムダとなります。

## 4 平均落札率について

また、損害額の認定においては、契約課が算出した平均落札率一覧表を甲第17号証として提出いたします。

財政局契約課が作成した平均落札率一覧表を参考に、民事訴訟法第248条の規定を類推適用し、監査委員が適切な損害額を認定すべきものと思料いたします。

## 5 前記平均落札率とは別の損害額について

なお、甲第8号証の下の枠に「(株)玉川設備の見積額の比較」がありますが、それらの金額について、健康福祉局からの合理的な説明がない場合は、それらの項目の金額についても、民事訴訟法第248条の規定を類推適用し、監査委員が適切な損害額を認定すべきものと思料いたします。

## 6 見積書及び完成届・検査書の日付け筆跡が同一であることについて

見積書の日付け筆跡が同一であることについては、過去の住民監査請求でも指摘してきたところがありますが、見積書の日付けを市の職員が記載したとする違法行為(刑法に定める「公文書偽造等」)を市役所全庁的に今後も続けていくことは許されません。

そこで、今回の筆跡については、職員が記載したとの主張を行う可能性がありますが、その場合は、公文書偽造等の罪を自白したのものとして、刑事訴訟法の規定に従い、告発すべきであります。

次に、完成届及び検査書の日付け筆跡が同一であることについてであります。完成届は、業者が記載するものであり、検査書は、市の検査員が記載するものであります。

本件2件の完成届及び検査書の日付けが同一筆跡と思われるが、この日付けの記載は、一体、誰が記載したのか。

記載権限の無いものが記載した場合は、法令に基づいた必要な措置を講ずるべきであります。

関連規定として、甲第11号証、甲第12号証、甲第13号証及び甲第14号証を提出いたします。

## 7 更なる補充書を提出する予定

本件に係る公文書開示請求を過去2回請求したものの、未だに隠ぺいされ、開示されない文書がありますので、甲第15号証を提出いたします。

甲第15号証の内容は、「仕様書作成及び設計積算のための参考見積書(下見積書)の徴収依頼文及び徴収した見積書」であります。

改めて、開示請求したものが、4月11日付けの甲第15号証であります。これは、今後の争訟を踏まえての開示請求でありまして、本来は、既に、3月2日に開示請求しているものでありますので、当然ながら、健康福祉局は、甲第15号証によらずとも、開示しなければならない義務があります。

健康福祉局の隠ぺいによる文書未開示であることを今後の争訟を踏まえまして、あえて、主張いたします。

そして、監査委員さんにおきましては、本件調査の過程におきましては、陳述の期限までに隠ぺいし続ける可能性がありますので、請求者に開示されない場合は、甲第15号証の「仕様書作成及び設計積算のための参考見積書(下見積書)の徴収依頼文及び徴収した見積書」を健康福祉局から取り寄せ、調査されますようお願いいたします。

なお、新たな証拠の提出期限は、陳述の日であります4月20日までとされておりますが、その日以降に甲第15号証が開示されました場合は、請求者は、今後の争訟に備えまして、受理されない可能性はありますが、あえて、甲第15号証に係る補充書を提出いたします。

そして、なぜ、公文書開示請求を行ったかといいますと、見積り依頼した仕様書は、かなり詳細にわたっており、所管課であります高齢者在宅サービス課には、事務職員のみであり、設計積算ができる技術職員は在籍していないことから「下見積り」を徴収した可能性が高いからであります。

また、甲第16号証として、甲第6号証及び甲第7号証の工事に係る予算要求及び内示の関係資料一式を開示請求いたしましたので、当該公文書が開示され次第、開示された日よりありますが、20日までに更なる補充書を提出する予定であります。

## 8 まちづくり局機械設備担当の決裁について

予算執行伺には、まちづくり局機械設備担当の真鍋課長補佐及び大石担当課長も決裁しておりますが、その決裁は、どのような内容を決裁し、その決裁責任はどのような責任があるのか、明らかにされたい。

## 9 まとめ

本件の分割発注事案は、非常に分かり易い分割発注事案であります。

本件工事は、軽易工事規程が改正されて以降の工事あり、その改正の一つに、チェックリストを新たに追加したことから、決裁権者であります課長さんは、当然、チェックすることにより、分割発注を未然に防ぐことができたはずであります。

しかしながら、チェックリストは有効に作用せず、甲第9号証による10年前の全庁的な軽易工事の不適切契約事件が発生し、「制度の見直し」を明言したものの、何ら見直しを行わなかった事実があることからして、今回の軽易工事規程の改正も、課長職を含め、職員には浸透しない恐れが今回の分割発注により現実化したものと考えます。

なぜ、分割発注が是正されないのか。

分割発注を行わず、本来の契約課発注とすれば、各所管課は自らの業務が減少するにも関わらず、あえて自らの業務量が増える分割発注を行っています。

いわゆるお役所仕事の中には、自らのメリットの無い仕事は避ける傾向があります。

その点からすると、本来であれば、川崎市の規定上、契約課が行わなければならない業務であるにも関わらず、あえて、高齢者在宅サービス課が自らの業務量を増やすことを行っているものであります。

そこには、分割発注を行う高齢者在宅サービス課には、業務を増やしてまでも、何らかのメリットがあるとしか考えられません。

一体、どのようなメリットがあるのか。

## 添付資料

- 【甲第6号証】・・・「多摩老人福祉センタートイレ全面改修工事(2・3階女子トイレ)」の決裁文書一式
- 【甲第7号証】・・・「多摩老人福祉センタートイレ全面改修工事(1階男女・2階多目的男子・3階多目的男子)」の決裁文書一式
- 【甲第8号証】・・・「多摩老人福祉センタートイレ全面改修工事 比較一覧表」
- 【甲第9号証】・・・平成21年5月28日付け東京新聞「軽易工事の全庁的不適切契約報道新聞」
- 【甲第10号証】・・・平成21年5月28日付け報道新聞された不適切分割発注事例

- 【甲第 11 号証】・・・甲第 6 号証における見積書の同一筆跡の拡大コピー
- 【甲第 12 号証】・・・甲第 7 号証における見積書の同一筆跡の拡大コピー
- 【甲第 13 号証】・・・刑事訴訟法第 239 条
- 【甲第 14 号証】・・・刑法第 155 条から第 158 条
- 【甲第 15 号証】・・・4 月 11 日付け「下見積書の徴収に係る公文書開示請求」
- 【甲第 16 号証】・・・4 月 2 日付け「予算要求・予算内示に係る公文書開示請求」
- 【甲第 17 号証】・・・契約課が算出した平均落札率一覧表

## 川崎市職員措置請求書（補充書その2）

2020年（令和2年）4月20日

川崎市監査委員 様

住所 川崎市宮前区五所塚1丁目21番3  
氏名 坂 卷 良 一

## 1 公文書不開示に伴う補充書その2

## (1) 開示請求拒否通知について

開示請求拒否通知書を甲第18号証として提出いたします。

甲第18号証は、甲第16号証の公文書開示請求に対する拒否通知です。

その拒否通知の理由は、「予算要求時に想定していなかった件であるため請求のあった文書は作成しておらず、文書不存在のため開示することができません。」としています。

まず、4月2日付けで請求したものについて、4月16日付けで拒否通知があったものでありますが、もともと作成していない文書であれば、4月の3日付けでも4日付けでも拒否通知ができたものでありますが、なぜか、14日後に拒否通知ということは、課内、部内もしくは局内で、開示しない理由付けについて、検討に検討を繰り返してきた日数が14日間になったものと思われます。

したがって、この拒否通知は、額面通り受け取ることはできません。

さらに、「予要求時に想定していなかった案件」であれば、予算を流用したことになりますので、甲第19号証として、予算流用に係る公文書開示請求を行いました。

さらにさらに、個別に文書を特定した場合、開示拒否とされることから、平成30年度及び平成31年度における高齢者在宅サービス課すべての予算要求及び予算内示に係る図書類一式の開示請求いたしましたので、甲第20号証として提出いたします。

それらは、陳述後に開示されますので正式な住民監査請求の証拠とはならないかもしれませんが、真実を明らかにしかつ今後の争訟に備えた資料としても必要となるための開示請求したものであります。

なお、資料が入手できましたら、真実を明らかにするために、監査事務局は正式な証拠として受領されないかもしれませんが、請求者といたしましては、真実を明らかにするため、受領の如何にかかわらず監査事務局にお届けいたします。

## (2) 予算について

本件の甲第6号証の工事は、4月1日契約であります。

予算要求時に想定していなかった契約を4月1日付けで契約したといたしますと、予算要求時に想定していた当初の予算の一部が執行不能となってしまいます。

甲第6号証及び甲第7号証の工事を合わせた執行額は、約500万円であります。

平成31年度の予算書に係る証拠として、甲第21号証を提出いたします。

それは、平成31年度の予算書であり、甲第6号証及び甲第7号証の工事の予算としては、「老人福祉施設整備費」が該当すると思われ、その予算額は、165,272,000円であり、このうちの5,000,000円を先食いしてしまいますと、全体の約3パーセントを予定外の工事に執行してしまうことになります。

したがって、165,272,000円の予算で、500万円を先食いしたことで、執行不能となった工事案件についての情報提供（予算要求時の執行予定工事件名・予算額及びその決算内容を対比した資料）を要求いたします。

予算に計上されていない工事に約500万円を執行する場合、財政局の財政課長の決裁が必要になるとは思われますが、決裁は取れたのでしょうか。本件2件の予算執行伺書には、財政局合議が行われておりませんので、明確にお答えください。

また、多摩老人福祉センターの中の1つのトイレが壊れ、急遽、修理が必要となったのであれば、予算要求時に想定していなかったということも理解できますが、センター内の1階から3階のすべてのトイレの全面改修工事について、予算要求していなかったとは、信じられないものであります。

健康福祉局においては、予算要求時に想定していなかった案件に、過去、予算額の3パーセントの額を執行した事例があるのでしょうか。あるのであれば、過去10年間の事例をお示しください。

## (3) ボタンの掛け違いについて

前回の補充書でも述べましたが、本件に係る公文書開示請求を過去2回請求したものの、未だに

隠ぺいされ、開示されない文書があります。

それは、甲第 15 号証で開示請求いたしました「仕様書作成及び設計積算のための参考見積書（下見積書）の徴収依頼文及び徴収した見積書」であります。

また、第 1 回目の開示で開示請求の内容を満足していない内容を開示した理由を示してほしいと要求したにも関わらず、明らかにされていません。

さらに、前掲の（1）に記載いたしました開示請求拒否通知であります。

何から何まで、何のために隠ぺいしているのでしょうか。

それもこれも、最初に、本件工事を分割発注した「ボタンの掛け違い」に始まったものと思われる。

最初に、不適切な契約を行ったことから、適正な契約であれば何も隠ぺいする必要が無い文書を、次々と隠ぺいせざるを得なくなったものと考えざるを得ません。

#### （4）チェックシートについて

100 歩譲って、予算要求時に想定していなかった工事だとしても、軽易工事チェックシートには、次のようなチェック項目があります。

「特に、緊急であるからという理由等で、手続きが簡便な軽易工事で執行するために 250 万円を超える工事を分割して発注することがないようにしてください。」

何のためらいもなく、このチェック覧に押印したのでしょうか。

#### （5）「全面改修」とする意味について

本件甲第 6 号証及び甲第 7 号証の工事の表題は「多摩老人福祉センタートイレ全面改修工事」となっており、この時点で、全面改修工事は、1 件工事となっているものであります。

それを「2 階・3 階女子トイレ」と「1 階男女・2 階多目的男子・3 階多目的男子」に分割したもので、その分割の基準は、1 契約金額の上限を 250 万円以下に 2 分割し、軽易工事で執行したものであります。

そのように、250 万円という基準で分割しなければ、説明ができないもので、一般的には、トイレは日常生活において必要不可欠な施設であり、男女別に設置されているものでありますので、仮に、分割する場合は、「男性と女性、1 階と 2 階と 3 階」そのような設置条件において、利用者の利便性を考慮して、工事を分割するのが、利用者目線に基づく分割であります。

甲第 6 号証の「2 階・3 階女子トイレ」の工事の場合、工事中は、2 階・3 階の女性の利用者は、1 階のトイレに行かなくてはならず、甲第 7 号証の「1 階男女・2 階多目的男子・3 階多目的男子」の工事の工事中の場合は、男性が利用できるトイレはなくなってしまいます。

したがって、250 万円を基準にした分割であることが、甲第 6 号証及び甲第 7 号証の分割方法から分かるものであります。

#### （6）2 分割の合理的な理由について

前記（5）に反論するのであれば、2 分割の合理的な理由、つまり、「2 階・3 階女子トイレ」と「1 階男女・2 階多目的男子・3 階多目的男子」とに分割した合理的な理由を明らかにすべきであります。

全面改修とした時点で、本件の 2 件の工事は、本来、1 件工事で発注・契約しなければならないものであり、かつ、チェックシートに記載されている同様工事の分割禁止及び緊急性を理由としても分割禁止のチェック項目からも明確に分割禁止工事であり、さらに、ことごとく開示請求を拒否していることは公文書上で分割が判明することを避けていることであり、そして、2 分割の合理的な理由を説明できない場合は、分割方法面からも、不適切な分割工事であったことが分かるものであります。

#### 添付資料

- 【甲第 18 号証】・・・開示請求拒否通知書
- 【甲第 19 号証】・・・公文書開示請求書
- 【甲第 20 号証】・・・公文書開示請求書
- 【甲第 21 号証】・・・平成 31 年度の予算書

## 請求人の陳述録

それでは今回の住民監査請求について陳述をさせていただきたいと思います。

この内容を分かりやすくするために、私のほうの説明は、証拠に基づいて御説明をさせていただいたほうが分かりやすいかなと思ひまして、そのほうが時間も早く済みますので、証拠に基づいて説明をさせていただきます。

お手元にあります、基本的に第6号証、そして第7号証、これが今回の件の契約案件の予算執行伺でございます。これの表題を見ていただければもう一目瞭然なんですけれども、予算執行伺回議書の件名のところに多摩老人福祉センタートイレ全面改修、次に括弧があるんですけれども、第6号証、第7号証ともに、多摩老人福祉センタートイレ全面改修という表題になっております。その次の括弧書きのところに、じゃ、どこのトイレの工事だというのがそこに書いてあるわけですね。ですので、このトイレの改修の2件の軽易工事については、この表題からすると、もともと本来1件で発注すべき内容、それはなぜかといいますと、もう当初からこれが全面改修工事であるという表題がついているわけですね。それでなければ、全面改修という表題をつけずに、多摩老人福祉センター1階のトイレとか、2階のトイレとか、そういう個別の名称がついてもおかしくないかなと思います。しかしながら、もう大前提として全面改修工事と。1階、2階、3階、全てのトイレの全面改修、これを2つに分けているということがあります。

それで、第6号証、第7号証の十何ページかに、今回、軽易工事規程が平成31年4月1日から改正をされまして、導入されましたチェックシートというのがお手元でございます。それを拡大したものを事前にちょっとお配りしてございます。そこを見ていただければ分かるんですけれども、今回から、分割発注を防止するために、事前のチェックリストをチェックをして、分割発注をしないようにということが、今回の軽易工事規程の改正に伴って導入されたものでございます。そこに丸く印がつけてありますけれども、その内容をちょっと読まさせていただきますと、注意事項として「工事内容、業種、施工場所、施工時期が同じ、又はほぼ同様である工事について、本来1件で発注すべき案件や250万円を超える案件を複数に分けて発注することはできません。」。続いて、「特に、緊急であるからという理由等で、手続きが簡便な軽易工事で執行するために250万円を超える案件を分割して発注することがないようにしてください。」と、こういう注意事項がチェックリストの中に入っているわけですね。それぞれ確認欄に担当者が判こを押して、全体として担当者、係長、課長が上の欄で確認の印を押す、こういうシステムが31年の4月1日から導入をされている。

そういう状況の中で、まさにこの多摩老人福祉センター、工事内容、業種、施工場所、施工時期が同じ、またはほぼ同様である工事ですね。多摩老人福祉センターという建物の中にあるトイレの改修工事。1階、2階、3階にあるトイレを全て改修をするという工事の執行でありまして、それをなぜか2階、3階の女子、それから1階の男女、2階の多目的男子、3階多目的男子という、こういうふうに分けているわけですね。

それで、補充書その2の最後のほうにも書かせてもらいましたが、額面どおりの工事をやった場合に、第6号証の2階、3階の女子トイレ、この工事をもしも同時に着手した場合という前提でお話しさせていただきますけれども、こうした場合は、2階、3階の女性の方は1階まで下りていかないとトイレを使えない。また、甲第7号証の1階男女、2階多目的男子、3階多目的男子、これを一斉に仮に工事をやった場合には、男性は使うトイレがなくなってしまうということですね。これは、健康福祉局は、いや、当然ながら工事を実施する場合は他のトイレが利用できるように、ちゃんとスケジュール管理してやりますということだと思ひますけれども、当初からこのように男性、女性ともに利用のしにくいような分割の方法にしたのはなぜかというのが、結局、何が基準だったかという、やっぱり250万なんです。業者からの事前の見積もりを得て、多摩老人福祉センター全体のトイレを直すのに、1件で一般競争もしくは指名競争で発注するのではなく、軽易工事で分割して発注するとなると、何を基準として2つに分割するかという、250万という金額を基準としてこれを分けたということで、ちょっとこのようなおかしな分割の仕方になってしまっているというのが1つあります。

それと、甲第8号証ですね。甲第8号証が、6号証と7号証がどのように分割されているかというのを目瞭然で分かるように整理した表であります。これを見ていただければお分かりのように、受注した玉川設備さん、238万4,640円と246万4,560円、250万を少し欠けるような金額で、それぞれ6号証、7号証の契約をしている。また、見積もり合わせをした2番目、3番目のそれぞれの業者さん、6号証については一本松工業さん、6号証の3番目の金額としては三田調温工業さん、それと7号証の三田調温工業さんと鹿島環境設備さん、全て250万を超えている金額を出している。川崎市の軽易工事の



基準が、地方自治法の改正に伴って 250 万に線引きをしたのが平成 19 年ですね。このときから 250 万にしましたので、一本松工業さんも三田調温さんも鹿島環境設備さんも、川崎市の軽易工事で見積もりを出してくださいと言った場合は、基準が 250 万である、250 万を超えれば受注は完全にできないというのはもう十分知っているわけですね。十分知っていながら 250 万を超えている見積書を第 2、第 3 位のそれぞれの業者さんが提出をしているということからすると、明らかにもう第 2 位、第 3 位の方々は受注する意思がなかったということですね。

それと、真ん中の枠のところに受注業者玉川設備さんと書いてあって、工期があつて、それと見積書の筆跡、以前も指摘させていただきましたが、3 通とも日付の筆跡が同じである。私が見た限りでは筆跡は同じと。それは、甲第 11 号証、12 号証に少し拡大したものを提出させていただいておりますので、見ていただければお分かりになると思います。

それと、今の第 8 号証の下のところ、玉川設備の見積額の比較ということで、取替工事費と運搬及び交通費、諸経費、これの見積額がそれぞれ違っております。基本的に健康福祉局において仮に下見積書を取ったとして、その中身を検討して、健康福祉局のほうで予定価格を決めるわけでありましてけれども、6 号証、7 号証ともこれだけ違う見積金額になっている。これをどのように検討したのか、検証したのかということが問題としてあります。

それと、あと 9 号証ですね。第 9 号証で、これが約 10 年前に起きました、川崎市全体で不適切な軽易工事が行われているということで全庁的な調査を行って、当時の服務監察担当が全部調査をしたということで、これは幾つか新聞報道されましたけれども、一応分かりやすい記事になっていましたのが東京新聞だったので、東京新聞の記事を載せました。全体で不適切処理 760 件ですね。これは、いろいろ確認したところ、自己申告。服務監察担当が全部の工事、5,000 件以上になると思うんですけども、それを全部 1 件 1 件チェックしたのではなくて、各所管課に不適切な軽易工事の処理をした者は、あれば報告をしなさいという形で、そのような形で調査をしたみたいなんです。この結果、不適切処理が 760 件あったと。

そこで、下から 2 段目のところに線を引いてありますけれども、「中には、本来ならば入札対象の 1,700 万円かかる学校グラウンドの囲いの補修工事を、不当に 7 つの契約に分割し、随意契約にしていた例もあった。」という記載があります。これが次の甲第 10 号証ですね。甲第 10 号証で、これが柿生中学校仮設グラウンドふれあい広場東側防球ネット補修工事とか、この仮設グラウンドについての工事、全体で 1,700 万円を超える契約金額のものを 7 件に分割をしていたと。

それで、分割の工事の期間がどのぐらいあったかといいますと、1 番目から 7 番目までの契約日を見ていただきますと、4 月に始まりまして 10 月まで、約半年間に分けて分割しております。ですので、こういう事例があったということは、契約日が 1 か月ずれたから、2 か月ずれたから分割ではありません、公式な 2 つに分けた契約ですということもうあり得ないわけですね。1 件発注が可能なものは、それを 2 つに分けようと 3 つに分けようと、もう分割であるということですね。こういうことが行われて、当時の課長級の方々 30 名が文書注意処分を受けているということなんです。

それと、もう 1 つ問題なのは、今回、平成 31 年 4 月 1 日付けで軽易工事規程が改正されたんですけども、実はこの第 9 号証のときの不適切処理 760 件について、その小さい見出しのほうで、市は「制度見直したい」と。こういうことを市は言っている。当時、この件が公になったときに言っていたんですけども、一切見直ししなかったんですね。このときにきちっと見直しをしていれば、本日このようなことはなかったかも分かりませんが、実績として制度を見直したい。課長級の方々が 30 名も文書注意処分を受けたにもかかわらず、監査委員さんが過去何回か分割発注を指摘している事実もあるということから、昨年 4 月 1 日付けでやっと軽易工事規程を見直しを行った。規程の改正を行った。規程を改正し、新たにチェックリストもつくったにもかかわらず、単に判こだけ押してチェックしましたよと。だけれども、中身の伴わないチェックですというような状況で、これが繰り返されていれば、規程を幾ら変えたって、チェックリストをどのような形でつくろうと、川崎市の軽易工事規程の分割発注は、今後、10 年間、20 年間このまま変わらずに進んでいくのではないかとということが危惧されるものであります。

それと、11 号証、12 号証の関係で、それぞれこの日付の筆跡が同一であるということで、以前の指摘では、職員がこれを記入しましたと堂々とおっしゃっていたんですね。ということは、第 14 号証にお示しさせていただきました刑法の公文書偽造等、この刑法に抵触をするのではないかとということで、それで甲第 13 号証で刑事訴訟法の 239 条、告発をしなければならぬ。公務員は告発をしなければならぬということで、今回も、もしも健康福祉局の職員が、いや、自分たちがこの日付は書きましたということをもしこのような場で言ったとすると、それは犯罪を自白したということでもありますので、刑事

訴訟法 239 条に基づいて、川崎市はその日付を記載した職員を告発をしなければなりません。

それと、15 号証、16 号証でありますけれども、特に 15 号証ですね。これは 3 回目の開示請求なんです。本来、一番最初に開示請求をしていたものが、2 回目出しても出てこない。やむを得ず、これは 4 月 11 日付けで 15 号証の開示請求をしたんですけれども、なぜ開示請求をしたかといいますと、本来、普通の所管課の場合は、確かに担当者が情報公開請求に精通してなくて、どこまでの文書を開示したらいいか分からなくて漏れるということがたまたまあります。普通、漏れていれば、そのことを口頭で伝えれば、すぐその場で開示をしてくれます。この前あった事例では、予算執行伺の回議書の部分、これが漏れていました。行政情報課で私が内容をチェックしたらば漏れていたもので、そうしたところ、行政情報課が所管課のほうにすぐ電話をしてくれて、所管課はすぐその場でもって行政情報課へメールでこの内容が届きまして、日を改めて受領ではなくて、すぐその場で提出をしてくれた、普通はこういうのが開示請求の一般的なことなんです。基本的に、もう全て開示請求していますので、本来は改めてこういう開示請求を出す必要はないんですけれども、あまりにも今回の公文書開示請求に対する健康福祉局の対応が不適切なものですから、あえて私のほうは開示請求をいたしました。

それが如実に分かるのが第 1 号証、2 号証ですね。これも、後で見ていただければ分かるんですけれども、1 号証、2 号証、これが 6 号証、7 号証になるんですけれども、この内容では契約の内容って一切分かりません。6 号証、7 号証、予算執行伺から途中の契約の過程全て、それから最後の工事写真も含めて、当初開示請求をしていたわけです。それにもかかわらず、1 号証、2 号証しか出してこなかったということで、私のほうの住民監査請求においても、本来、6 号証、7 号証が最初の 1 号証、2 号証になるんですけれども、ちょっと皆様方に内容を見ていただくのが遅れてしまったというのが、健康福祉局の開示に対する非常に不誠実な対応の結果ということになります。

それで、17 号証は、これは競争もしくは随意契約の落札率の一覧でございます。とりあえず今回の損害額の認定には、その資料として昨年の 7 月までの分がここに載っていますので、それほどお困りになることはないのかなというふうに思います。

それと、18 号証、予算要求時点の一般、全面改修であれば、もう当初から予算要求しているわけですね。普通は。しかも、4 月 1 日契約です。4 月 1 日契約であれば、当然ながら前年度に予算要求をして、すぐさま執行が必要ならば 4 月 1 日契約となるということでもありますので、予算要求時の関係書類一式、予算内示の関係書類一式を、これを開示請求をしたんですね。これは 4 月の 2 日にいたしました。そうすると、その 2 週間後にこの開示請求拒否通知書というのが返ってきました。そこには、開示されなかったわけですが、その理由として「公文書開示請求書に記載されている 2 件の工事については、予算要求時に想定していなかった案件であるため、請求のあった文書は作成しておらず、文書不存在のため開示することができません。」これは補充書にもいろいろ細かく書きましたけれども、先ほど、その 2 件の合計額が 240 万、230 万、約 500 万弱ですね。500 万円の契約のものを執行するのに、予算要求時に想定していなかった案件であるから文書を作成していない。これは普通あり得ないですよ。

こういう回答が来ましたので、19 号証、20 号証で改めて開示請求をいたしました。19 号証は予算流用ですね。流用の文書を開示してくれと。当初予算要求していなかったものについて、もう 4 月 1 日から執行してしまうという場合は、流用をかけなければ執行できません。そういうことからして、じゃ、流用のほうの書類があるのではないかとということで開示請求をしました。これも今までの状況からすると、流用の書類はつくっていませんという回答が来る可能性もあります。

そういうことも考えまして、甲第 20 号証、平成 30 年度及び 31 年度における高齢者在宅サービス課の全ての予算要求及び予算内示に係る図書類一式、これを開示請求をいたしました。この中には、何らかの多摩老人福祉センターのトイレの改修に関わる項目がどこかに入っているのではないかなと思います。

それと、21 号証、これが 31 年度の予算。6 号証、7 号証の工事を執行するときの予算ですね。この内訳のほう、次のページを見ていただきまして、下の 147 ページのほうに線が引いてあるんですけれども、老人福祉施設整備費 1 億 6,527 万 2,000 円というのが 31 年度に予算配当された金額であると。これからすると、500 万というのは 3% ですね。これが最終的に予算が余りました。入札差金か何かがあって年度末にちょっと余裕ができましたので、当初予定していなかった工事について執行したいというのであればまだ分かります。しかしながら、1 億 6,500 万の予算について、結局、当初予定していなかったということは、この 1 億 6,500 万の中に入っていなかったということですね。全体の 3% である 500 万円を 4 月 1 日に先食いしてしまった。そうすると、この 1 億 6,500 万で予定した工事が、どこかで 500 万円分の工事ができなくなってしまっているんじゃないかなということがあります。

今、証拠に基づいて御説明をさせていただきましたけれども、まず基本的に、全面改修という当初か

らの健康福祉局の工事案件名ですから、もともと6号証、7号証も本来1件で執行するというつもりがあったのではないかということですね。

それと、チェックリストで同様工事を分割してはいけない。また、緊急であっても分割してはいけないというのをちゃんと31年の4月からはチェックリストに記載をされている。こういうものも判こを押してあるんですよ、担当者も係長さんも課長さんも。なぜこのチェックリストが有効に作用しなかったのかということですね。

それと、過去の経緯から見て、結局、このチェックリストが有効に作用しなかったということは、職員全体の問題、何かあるんじゃないかということですね。

それと、軽易工事は自所属で契約をいたしますので、契約課契約ではないんですね。各所管課が契約手続を行わなきゃいけない。自らの仕事を増やしているんですよ。本来、規程上は250万を超えれば契約課契約ですから、じゃ、契約課さん、お願いしますということで済むのにもかかわらず、各自所属はあえて自分たちの仕事を増やすことをしているということですね。いわゆる公務員、お役所仕事というのは、自らの利益にならない、余計な負担になることはまずやりません、普通は。それをあえて、本来、規程上、別の所属がやるべき業務であるにもかかわらず、自らの業務を増やしてこういう契約事務を行っているということは、何らかのメリットがそこにある。

8号証でお示しさせていただいたとおり、明らかに2番札、3番札をつけたところは250万を超している見積額を出している。それと筆跡が同一であるということからすると、これは、まあ推測ですけども、談合が考えられる。この場合は業者談合ではなくて官製談合だろうということしか理由がつかないんですね。こういうふうに分けて、チェックリストがあるにもかかわらず、4月1日契約で全面改修ということにもかかわらず。このような状況からすると、何らかの官製談合があって、所管課に何らかのメリットがあったというふうに、私が各証拠に基づいて考えられた結論としてはそこに行き着くのかなというふうに考えられるものであります。

私の陳述は以上です。ありがとうございました。

## 関係職員の陳述録

令和2年3月31日付け川崎市職員措置請求書による措置請求及び令和2年4月14日付け川崎市職員措置請求書（補充書）（以下「本件請求」といいます。）に対する本市の見解については、次のとおりです。

## 1 本件請求に関する事実経過

## (1) 所管施設の修繕工事について

高齢者在宅サービス課が所管する川崎市老人福祉センター及び川崎市老人福祉・地域交流センター（以下「老人福祉センター」といいます。）の修繕については、翌年度予算の編成に向けて、おおむね5月から6月にかけて各老人福祉センターの指定管理者に対して修繕要望の照会を行い、1件当たり250万円を超える大規模な工事（以下「大規模工事」といいます。）となるものは、要望のあった案件の中から高齢者在宅サービス課及び総務部施設課（長寿命化工事についてはまちづくり局も含む）が協議し、要望内容について精査した上で翌年度実施の必要性があると判断したものについて、川崎市請負工事監督規程第2条に基づき、工事担当部局として定められているまちづくり局へ建築工事等見積もり依頼をしています。また、1件当たり250万円以下の工事（以下「軽易工事」といいます。）については、要望のあった案件の中から高齢者在宅サービス課が優先順位を決めて翌年度予算の要求を行っています。

大規模工事及び軽易工事ともに、上記照会時に要望として回答がなかった場合でも随時、指定管理者からの要望は受け付けており、大規模工事案件については翌年度以降にまちづくり局へ依頼することとなるため、応急処置を軽易工事で実施できるか検討し、軽易工事案件については他の予定していた工事との優先度の比較を行った上で、実施の可否を判断しています。いずれも必要性や実施可能性がある場合は予算の範囲内で実施していますが、高齢者在宅サービス課が実施する軽易工事の対象施設は55か所（老人福祉センター7か所、老人いこいの家48か所）と多数に上ることから、一会計年度の予算で実施できる件数は限られているのが現状です。

本件請求の対象となっている「多摩老人福祉センタートイレ全面改修工事（2・3階女子トイレ）」（以下「A工事」といいます。）及び「多摩老人福祉センタートイレ全面改修工事（1階男女・2階多目的男子・3階多目的男子）」（以下「B工事」といいます。）については、いずれも予算編成に向けた照会の際には要望が上がっていなかった工事であり、平成30年度中に多摩老人福祉センターの指定管理者から工事の要望が上がってきたものです。

## (2) A工事实施までの経過

平成30年11月初旬に指定管理者から多摩老人福祉センター内のトイレの不具合報告及び修繕要望が口頭でなされ、高齢者在宅サービス課職員が平成30年11月13日に現地確認を行いました。その際の指定管理者からの説明では①便器と床の結合部が経年により劣化して当該結合部から汚水が漏れていること②フラッシュバルブのレバーが経年により固くなることで高齢である利用者が汚物を完全に流し切ることができていないこと③汚水が上記①の部分から漏れることによる床の劣化及び悪臭が発生していること④洋式トイレの便座に暖房機能がついていないことから冬場に利用者がトイレで体調を崩すケースが発生していること等が挙げられました。

指定管理者に業者から見積書を徴取することを現地確認当日に指示するとともに、現地確認後、高齢者在宅サービス課内において工事の実施の要否の検討を行いました。その結果、A工事部分の悪臭の強さ及び汚水漏れの形跡が大きかったこと、多摩老人福祉センターの利用者は女性のほうが多いこと、女性のほうがフラッシュバルブのレバー操作に必要な腕力が弱いこと、1階は事務室がメインであり利用者が主に使用するトイレは2階及び3階であること及び要望のあった部分全てを修繕することは他の高齢者在宅サービス課所管施設とのバランスを欠くことなどから、A工事の対象部分のみ、2月上旬に指定管理者から見積書が提出された後、平成30年度中に執行する方針を決定しました。

2月上旬に指定管理者から見積書が提出され、当該見積書に基づき仕様書の作成及び見積もり依頼をしましたが、見積もり依頼をする際、指定管理者が声かけをした業者がA工事を請け負うのに必要な業種「空調・衛生」及び種目「給排水衛生設備（川崎市上下水道指定）」の登録がないことが判明したことから、当該業者を含めない3社に対して平成31年3月5日に見積もり依頼をしました。その後、当初見積もり依頼をした業者のうち1社から平成31年3月11日に辞退届が提出されたことを受け、同日に追加で1社に見積もり依頼をしたものです。

一方、見積書提出日までの間に、依頼した各社から履行期限までの期間が短く、履行期限までの

工事完了はかなり厳しいとの意見をいただいたことから、高齢者在宅サービス課内で改めて工事の実施可否の検討を行い、提出された見積書の有効期限について問題がないことを各社に確認した上で翌年度（平成 31 年度）早期に実施することを決定、見積額から軽易工事での実施が可能であったため平成 31 年 4 月 1 日付けで契約し、A 工事を執行しました。

### （3）B 工事实施までの経過

上記（2）における高齢者在宅サービス課職員による現地確認の際、B 工事の対象部分については早期の実施は不要と判断しましたが、指定管理者からの要望を受けて A 工事の契約業者が 4 月中旬頃に B 工事の対象部分を確認したところ、A 工事の対象部分同様、工事の必要があるのではないかと助言が当該業者から当課に対してあったため、平成 31 年 4 月 19 日に改めて高齢者在宅サービス課職員が現地確認をしました。この結果、上記（2）における現地確認時よりも悪臭がひどくなっていること、フラッシュバルブのレバーについても高齢者が操作するには固過ぎるとの A 工事の契約業者からの助言を踏まえ、高齢者在宅サービス課内で検討し、B 工事の対象部分の工事を実施する方針を決定しました。

その後、1 社から下見積もりを徴取したところ、250 万円を超える見積額となっていました。過去の工事案件ではさらに 2 社から見積書を徴取した際に 250 万円を下回るケースもあったことから、平成 31 年 4 月 26 日付けで下見積もりを徴取した 1 社を含む 3 社に対して見積もり依頼をしました。その結果、見積額から軽易工事による執行が可能であったため、令和元年 5 月 22 日付けで予算執行伺を起案し、決裁後、令和元年 5 月 24 日付けで契約を締結の上、B 工事を執行しました。

### （4）下見積書について

健康福祉局においては総務部施設課に技術職員が在籍しているものの、局内全ての工事案件の仕様書を作成するのは難しいことから、高齢者在宅サービス課所管施設については指定管理者が工事業者から下見積書を取得して当課に提出し、当該下見積書に基づいて当課職員が仕様書を作成することとしています。

仕様書作成後、3 社に対しての見積もり依頼には下見積もりを徴取した業者を含めることが一般的ですが、下見積もりを依頼した業者からは、現地確認のための人員派遣や設計積算、見積書の作成及び書類の郵送などの手間から、提出済みの下見積書を見積もり依頼後の本見積もりとしてほしいと要望されることが多く、当該 2 件の工事のうち B 工事についても同様でした。したがって、B 工事については下見積書として保存している文書はありません。

なお、（1）で示したとおり、A 工事については下見積書を徴取した業者が必要な業種及び種目登録がなく、高齢者在宅サービス課が仕様書を作成する際の参考にはしたものの下見積書としては無効と判断したため、既に廃棄済みとなっていることから、同様に下見積書として保存している文書はありません。

### （5）見積書等の日付について

業者側の誤認識等により誤った日付が記載された見積書が提出された場合、再作成を依頼することになりますが、見積もり業者の中にはその手間を省くため、見積書の日付を未記入で提出することもあります。そのため、日付が空欄である見積書について、高齢者在宅サービス課では期限内に提出された場合は有効と判断しており、同課に到達した日をもって見積書の日付とし、日付の記載は同課職員が行う運用としていることから、当該工事 2 件においても同様としました。

次に軽易工事完成届については、工事の完了を高齢者在宅サービス課の工事担当職員が確認した日をもって届出日としており、日付の記載は当該職員が行っています。また、検査日についても、検査員が検査確認を行った日付を工事担当職員が確認した上で、当該職員が記載しています。

## 2 軽易工事（随意契約）により執行した根拠

地方自治法第 234 条第 1 項では、「売買、賃貸、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。」と規定し、また、同条 2 項では「前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。」と規定されています。

これを受け、地方自治法施行令（以下「施行令」といいます。）第 167 条の 2 第 1 項第 1 号及び川崎市契約規則（以下「契約規則」といいます。）第 24 条の 2 第 1 項第 1 号では、予定価格が 250 万円以下の工事請負契約については、随意契約（以下「少額随契」といいます。）によることができると規定されています。

なお、少額随契を行う場合、契約規則第 26 条第 1 項では「市長は、随意契約をしようとするときは、なるべく 2 人以上の者から見積書を徴さなければならない。」と規定していますが、競争性及び透

明性を確保し、適正な価格で契約を行うため、「川崎市契約規則等の一部改正に伴う事務取扱について」において、原則として3社以上の見積り合わせで執行することが通知されています。

当該2件の工事は、それぞれの工事に係る見積書を3社から徴したところ、1件当たり250万円以下での契約が可能となり、契約規則に規定する随意契約によることができる場合の限度額の範囲内であることから、施行令で規定する少額随契により執行したものです。

### 3 まちづくり局への合議について

川崎市軽易工事契約事務取扱規程及び契約課が示す「契約事務の手引き」では、工事費等の審査のために予算執行伺を工事執行部局へ合議することとされています。

当該2件の工事についても、工事執行部局であるまちづくり局へ合議し、見積書の内容の審査を受けており、工事費等に係る疑義の確認をしたものと考えます。

### 4 川崎市職員措置請求書記載事項に対する本市の見解

#### (1) 「1 請求の趣旨 (2) 分割発注に係る違法性」は全て否認します。

当該2件の工事については「1 本件請求に関する事実経過」で示したとおり、指定管理者からの要望を受けて高齢者在宅サービス課において緊急度の高い部分のみ実施する予定であったこと、A工事に着手した後にB工事部分の修繕の必要性を認識したことから別個の工事として執行したものであり、不当に分割し契約したものではありません。

また、「2 軽易工事(随意契約)により執行した根拠」に示したとおり、契約手続においては関係法令に則って適正に行ったものであるため、当該2件の工事に係る契約は適法であると考えます。

さらに、契約課が示す「契約事務の手引き」では、「工事内容、業種、施工場所、施工時期が同じ、又はほぼ同様である工事等について、本来1件で発注すべき案件を、複数件に分けて発注することはできません。」との記載がありますが、上記の理由から当該2件の工事については工事時期が同じ又はほぼ同様であるとは言いがたく、本来1件で発注すべき案件ではなかったと考えます。

#### (2) 「1 請求の趣旨 (3) 川崎市が被った被害の補填」は全て否認します。

(1) で示したとおり、当該2件の工事については、適法な手続により執行しているため、本市に対する損害は生じていないものと考えます。

#### (3) 「2 請求の理由」は全て否認します。

甲第3号証による公文書開示請求に対する甲第4号証の開示請求承諾通知書にて開示した文書に不足が生じたことについては、処理を行った高齢者在宅サービス課職員の確認不足によるものであり、今後同様のことがないように反省すべき点ではありますが、開示請求を受けた文書の一部を意図的に隠蔽したという事実はありません。

なお、甲第5号証による再度の公文書開示請求書に対しては、法人代表者印影等川崎市情報公開条例に基づく開示することができない部分及び「1 本件請求に関する事実経過」で示した不存在である下見積書を除き、令和2年4月8日付け2川健高在第105号の開示請求承諾通知書(乙第1号証)により、対象文書を開示済みです。

### 5 結論

本件請求における工事は、関係法令等に従い適正に執行したものであり、違法又は不当との評価を受けるものではないと考えます。

以上でございます。

## 軽易工事（随意契約）に係る法令等（本件措置請求に関連する部分のみ）

## 1 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

（契約の締結）

第 234 条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

## 2 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）

（随意契約）

第 167 条の 2 地方自治法第 234 条第 2 項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

1 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

別表第 5（第 167 条の 2 関係）

1	工事又は製造の請負	都道府県及び指定都市	250 万円
---	-----------	------------	--------

## 3 川崎市契約規則（昭和 39 年規則第 28 号）

（随意契約によることができる場合の限度額）

第 24 条の 2 令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により随意契約によることができる場合の額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額の範囲内とする。

（1） 工事又は製造の請負 2,500,000 円

## 4 川崎市軽易工事契約事務取扱規程（昭和 49 年訓令第 8 号）

（趣旨）

第 1 条 この規程は、法令その他別に定めるもののほか、軽易工事について契約事務を分掌することによって、契約事務を迅速かつ適確に執行するため、その取扱手続を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 予算執行部局の長 川崎市予算及び決算規則（平成 7 年川崎市規則第 10 号）第 2 条第 2 号に定める局の長をいう。

（2） 工事執行部局の長 川崎市請負工事監督規程（昭和 43 年川崎市訓令第 4 号）第 2 条第 2 号に定める工事担当部局長をいう。

（3） 軽易工事 予算科目が工事請負費又は需用費に該当する 1 件 2,500,000 円（需用費中 100,000 円以下のものを除く。）以下の工事（設計図書（工事用の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。）の作成を要する工事を除く。）（予算科目が需用費に該当する工事にあっては、建物等の小破修繕に類する工事に限る。）をいう。

（工事見積書の徴取等）

第 3 条 予算執行部局の長は、軽易工事の必要が生じたときは、第 7 条に規定する業者から適格者を選定して工事見積書を提出させるものとする。この場合において、なるべく 2 名以上の業者を選定しなければならない。

2 予算執行部局の長は、川崎市予算及び決算規則第 23 条第 1 項に規定する予算執行伺（以下「予算執行伺」という。）に前項の工事見積書を添付の上、工事執行部局の長の工事費等の審査を受けるものとする。ただし、当該工事費等の審査をすることができる技術職員がいる予算執行部局にあっては、当該予算執行部局において審査を行うものとする。

3 前項本文の規定による審査は、予算執行伺への合議をもって行うものとする。

（工事執行部局の長の承認）

第 4 条 工事執行部局の長は、工事費等の審査を行うものとし、当該工事費等に異議のないときは、合議を受けた予算執行伺の承認を行うものとする。

(随意契約の締結等)

第5条 予算執行部局の長は、前条に規定する承認を受けた工事費又は第3条第2項ただし書の規定による工事費等の審査に基づく工事費の範囲内で最低の価格をもって見積りした者を随意契約の相手方として決定するものとする。

2 前項の規定により随意契約の相手方を決定したときは、請書（川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第8号様式）を提出させなければならない。

(監督及び検査)

第6条 予算執行部局の長は、契約の適正な履行を確保するため、職員のうちから監督員及び検査員を命じ、工事の監督及び検査をそれらの者に行わせなければならない。

2 前項の検査は、請負業者から軽易工事完成届（別記様式）を提出させた後に行わなければならない。

(業者の選定)

第7条 予算執行部局の長が第3条において選定すべき業者は、次の要件に該当するものでなければならない。ただし、工事の性質上これによりがたい場合は、この限りでない。

(1) 本市の工事請負に係る有資格業者名簿に登録されていること。

(2) 工事の履行場所の近くに事務所を有すること。

(3) 本市工事の経験があり、かつ、誠意があるもの

(執行状況の報告等)

第8条 予算執行部局の長は、軽易工事の執行結果を四半期ごとに取りまとめ、財政局長に報告しなければならない。

2 財政局長は、前項により報告を受けた執行の状況が業者選定等について適当でないとき、予算執行部局の長に対しその改善を要求することができる。